**職場の受動喫煙防止対策が義務化されました！**

**受動喫煙防止対策が強化された改正健康増進法が２０２０年４月１日に全面施行されました**

２０２０年４月１日、「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行となり、公共施設や多数の者が利用する施設などでの受動喫煙防止対策が強化されました。義務違反者には５０万円以下の過料が科されることが規定されています。



A:これまでは、各施設の喫煙形態は施設の管理者に委ねられていましたが、改正により、学校や病院、公共施設だけでなく、

職場（オフィス、事業所など）や飲食店・ホテルなど、「多数の者が利用する施設」は全て原則屋内禁煙になりました。

※ 神奈川県では、平成22年から「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」により、各施設の喫煙を規制しています。

Q：健康増進法が改正されたって聞いたけど、私たちの生活に何か影響はあるの？



Q：たばこは全く吸えなくなったということ！？

A:法律や政省令で定められた基準を満たした喫煙所であれば設置することが認められていますので、そこで喫煙をすることができます。施設の種類によって、設置できる喫煙所の場所や形態は異なります。なお、自宅などの居住するための場所やホテルの客室などは規制の対象外となっています。

|  |  |
| --- | --- |
| **施設区分** | **規制内容** |
| 第一種施設（学校、病院、行政機関の庁舎など） | 屋外含む敷地内禁煙 ※ ただし、特定屋外喫煙場所を屋外に設置可 |
| 第二種施設（事業所、飲食店、商業施設など） | 原則屋内禁煙 ※ ただし、屋内の一部に喫煙専用室を設置可 |
| 喫煙目的施設（たばこの販売店やシガーバーなど） | 原則屋内禁煙 ※ ただし、屋内の全部又は一部に喫煙目的室を設置可 |

　※ 特定屋外喫煙場所、喫煙専用室、喫煙目的室は全て法律や政省令に設置基準が示されています。

　※ 旅客運送事業自動車、航空機、鉄道、船舶については上記とは別区分になります。

　　　**義務違反者には過料が科されます**

改正健康増進法では、施設等の管理権原者などに対して義務が課され、これに違反すると、自治体からの指導・助言や勧告の対象となります。勧告などに従わない場合には、義務違反者に対して５０万円以下の過料を科すことが規定されています。

＜義務違反と対応の例＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 義務の対象 | 義務の内容 | 指導・助言 | 勧告・公表・命令 | 過料の額 |
| 全ての者 | 喫煙禁止場所における喫煙禁止 | △（注） | ○（命令に限る） | 30万円以下 |
| 施設等の管理権原者等(施設の管理について権原を有する者及び施設の管理者のこと) | 喫煙禁止場所における喫煙器具等の撤去 | ○ | ○ | 50万円以下 |
| 喫煙室の基準適合　※ 管理権原者のみ | ○ | ○ | 50万円以下 |
| 標識の掲示　※ 管理権原者のみ | ○ | － | 50万円以下 |

（注）法律上指導・助言について明記していませんが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していきます。

　　　**経過措置が設定されています**

改正健康増進法では、客席面積１００㎡以下などの一定の要件に該当する中小企業が経営する既存飲食店に対してや、指定たばこ（いわゆる加熱式たばこ）のみの喫煙をさせる場合について、規制を一部緩和する経過措置が設けられています。詳しくは、厚生労働省のホームページ（※）または川崎市の受動喫煙防止対策ホームページをご覧ください。

※ 厚生労働省HP参照先「ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 健康> 受動喫煙対策」